

令和2年4月1日

船員保険生活習慣病予防健診等
ご契約医療機関 様

一般財団法人船員保険会
施設事業部

「保健指導に関する個人情報の共同利用について」
の交付のご依頼について

船員保険生活習慣病予防健診等事業のための運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、個人情報の第三者提供についての適切な管理のため、オプトアウト文書「保健事業実施のための船舶所有者への個人情報提供の同意について」を生活習慣病予防健診結果通知票とともに交付していただいておりますが、平成29年5月30日施行の改正個人情報保護法の施行によりオプトアウトが実施できなくなります。

その代替手段として、今後はオプトアウト文書に代わって、「保健指導に関する個人情報の共同利用について」を生活習慣病予防健診結果通知票とともに交付していただきますようお願い申し上げます。

交付後の対応は当会が責任を持って行います。お手数をお掛けしますが、ご協力のほどよろしくようお願い申し上げます。

記

1. 交付対象者について

船員保険の生活習慣病予防健診を受診される被保険者の方

2. 文書のダウンロードについて

本会ホームページ「実施医療機関の方へ」からダウンロードできます。

同封の文書が無くなりましたら、恐れ入りますがダウンロードにてご対応をお願いいたします。

<https://www.sempos.or.jp>

3. 本件におけるお問い合わせ先について

一般財団法人船員保険会
施設事業部 佐々木
TEL : 03-3407-6063